

### 川越市農業振興計画後期改訂版(案)への意見募集

農政課 224-5939

224-8712

市では、平成21年に農業振興の指針となる川越市農業振興計画を策定し、10年間の計画期間の中間で見直しをすることとしています。より良いものにするため、同計画後期改訂版(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：12月2日(月)～来年1月6日(月)(消印有効)

閲覧場所：農政課(本庁舎5階)・農業ふれあいセンター・出張所・連絡所・公民館

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：任意の用紙に住所・氏名・電話番号、在勤・在学の場合は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容、同計画(案)に対する意見を明記し、〒350-8601川越市役所農政課(持参・ファクス可)

\*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

#### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表

します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報、公表しません。

### 川越市地域防災計画(案)への意見募集

防災危機管理課 224-5554

225-2895

市の防災計画の一部見直しを行うため、同計画(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：11月27日(水)～12月27日(金)(必着)

閲覧場所：防災危機管理課(本庁舎4階)・出張所・連絡所・公民館

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所で配布する意見用紙に住所・氏名・電話番号、在勤・在学の場合は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容、同計画(案)に対する意見を明記し、〒350-8601川越市役所防災危機管理課(持参・ファクス可)

\*市ホームページからも、閲覧・意見用紙のダウンロード・提出ができます。

#### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内

容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報、公表しません。

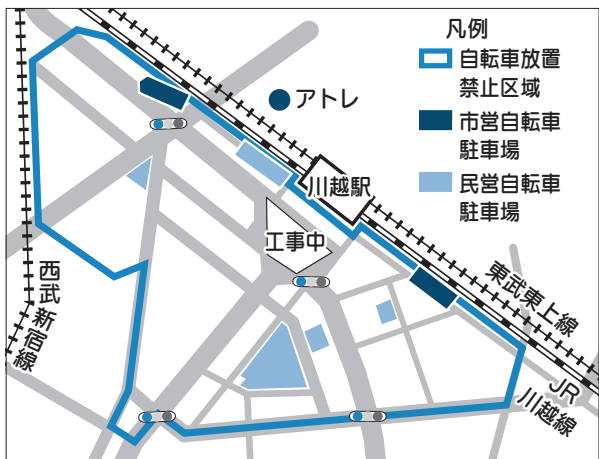
### 川越駅西口周辺を自転車放置禁止区域に指定

防犯・交通安全課

224-5721

来年1月1日から、川越駅西口周辺を川越市自転車放置防止条例に基づき自転車放置禁止区域(左図)に指定します。これにより、市内全駅周辺区域が自転車放置禁止区域となります。

指定後は、放置されている自転車へ警告札を貼り、その後すぐに移動



しない場合は即時撤去の対象となります。

撤去された場合は、放置自転車保管場所(大仙波)で引き取りをしてください。一定期間引き取りのない自転車は、防犯登録をもとに、放置自転車返還通知書が送られます。

主に次の項目を満たす車両が放置されている自転車となります

①道路や歩道など、公共の場所に置かれていて

②利用者が自転車から離れていて、すぐに移動できない

\*買い物などの短時間でも、道路などに置いてすぐに移動することができない場合は放置自転車となります。

#### 道路などの公共の場所に自転車を放置すると

子どもや高齢者、体の不自由な方の通行の妨げになり大変危険です。また、緊急車両の活動などに影響を与えます。さらに、景観上、多くの方に不快な思いをさせるだけでなく、自転車盗難が起きやすい環境をつくる原因となります。

#### 利用しやすい駅周辺になるように

自転車を利用する場合は、一人ひとりがマナーを守り、自転車駐車場など決められた場所に駐車するようご協力をお願いします。

## 特別障害者手当と障害児福祉手当

障害者福祉課 224-5785

申請は随時受け付けています。必要書類は障害の種類等によって異なります。詳しくは、障害者福祉課(本庁舎1階)で配布しているパンフレットをご覧ください。

なお、いずれの手当も所得制限があります。

### 特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。

\*施設に入所中の方または3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額2万6080円

### 障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の1部・2級の1部の方、②療育手帳(ア)相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

\*施設に入所中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額1万4180円

## 西部地域振興ふれあい拠点の街区愛称募集

文化芸術振興課 224-6157



平成27年春、川越駅西口に市・県・民間事業者による複合拠点施設がオープンします。

同施設は、ホールや活動室など文化芸術の振興や市民活動の拠点となる市の施設、地方庁舎や産業振興を目的とした県の施設、商業施設などの民間にぎわい施設、これらをつなぐ広場などで構成されます。

この施設の整備により新たに誕生するまち(上図●)が、広く市民に親しまれ、多くの方々から愛され訪れたいくなるような愛称を募集します。詳しくは、応募用紙をご確認ください。

各賞…最優秀賞=1点、優秀賞=2点

応募用紙配布場所…文化芸術振興課(市役所本庁舎5階)・庁舎案内(同1階)・公民館・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・市民会館・やまぶき会館・メルト・ジョイフル、県庁県民案内室(県庁本庁舎1階)・産業拠点整備課

(同5階)・川越比企地域振興センター(新宿町1丁目)

\*市ホームページでも掲載しています。

応募期間…来年1月8日(水)(消印有効)まで

応募条件…①読みがなで10文字以内、②自作、未発表のものに限ります、③1人で複数応募可、④応募作品の著作権は市および県に帰属します、⑤同じ名称の応募が多数の場合は抽選とします、⑥採用された方の氏名などは公表します、⑦応募作品を修正する場合があります、⑧応募者の個人情報、目的外に使用しません

応募方法…応募用紙またはハガキに愛称とその読み方・説明、住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号を明記し、〒350-8601川越市役所文化芸術振興課(市ホームページからも可)

発表…2月下旬に市ホームページ・広報川越で発表し、受賞者へ通知します

## こども政策課のお知らせ

2024・6・27・8

### 児童養育の各種手当

市内在住の児童の養育者に、次の手当を支給しています。受け付けは、こども政策課(本庁舎3階)です。

児童扶養手当、特別児童扶養手当には所得制限があります。また、児童福祉施設などに入所している場合は、手当てを受けられません。

### 児童手当

出生・転入日の翌日から15日以内に申請の手続きをしてください。申請用紙を市ホームページからダウンロードして、郵送で申請することもできます。



**対象**：中学校修了前の児童を養育している方

**支給金額**：養育する児童1人当たりの月額はそのとおりです

3歳未満(誕生月まで) 1万5000円  
 ▼3歳から小学校修了前の第1子、第2子 1万円

▼小学校修了前の第3子以降 1万5000円  
 ▼中学生 1万円

▼所得制限額以上 5000円  
 \*第何子目かは、18歳の年度末までの児童から順に数えます。

**持ち物**：印鑑、申請者名義の預貯金通帳、健康保険証、転入された方は前年分の所得証明書

### 児童扶養手当

児童が、満18歳になった日の属する年度の3月(一定の障害がある場合は20歳未満)まで支給。持ち物など、詳しくはお尋ねください。

**対象**：次のいずれかに該当する児童を養育している方

- ①父母が離婚した児童、②父または母が死亡した児童、③父または母に一定の障害のある児童、④父または母に1年以上遺棄されている児童、⑤父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童、⑥その他の理由で父または母と生計が異なる児童

**支給金額(月額)**：全部支給 4万1140円  
 ▼一部支給 9万710円〜4万1130円

\*児童が2人の場合は、全部支給・一部支給に5000円が加算、児童が3人以上の場合は、全部支給・一部支給に1人につき3000円加算されます。

### 特別児童扶養手当

持ち物など、詳しくはお尋ねください。

さい。

**対象**：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- ①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができない、または著しく制限される児童、②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳1級・2級の児童(3級程度の児童も該当する場合がありま)

\*児童が障害年金の給付を受けている場合は、手当てを受けられません。

**支給金額(月額)**：1級(重度) 5万500円  
 ▼2級(中度) 3万3330円

### 遺児手当

**対象**：次のすべてに該当する中学校修了前の児童と同居し、養育している方

- ①児童が両親と別居している、②児童が親の扶養を受けていない、③市内に住民登録をしている

**支給金額(月額)**：8500円

**持ち物**：印鑑・預貯金通帳・戸籍謄本(申請者および児童の記載のあるもの)

### ひとり親家庭などに医療費の一部を支給

ひとり親家庭や、父母のいずれかが障害者である家庭の方などが、医療保険制度で医療機関にかかった場

合、医療費の一部を支給します。

支給には「受給者証」が必要です。事前にこども政策課(本庁舎3階)で申請手続きと必要書類などを確認し、同課に申請してください。

**対象**：次のいずれかに該当する、満18歳に達した日の属する年度の3月末日(一定の障害がある場合は20歳未満)までの児童と、その父母・養育者

- ①父母が離婚した児童、②父または母が死亡した児童、③父または母に一定の障害のある児童、④父または母に1年以上遺棄されている児童、⑤父または母に配偶者暴力(DV)防止法による保護命令が出された児童、⑥その他の理由で父または母と生計が異なる児童

### こども医療費受給資格証発送

\*生活保護受給者、本人・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、支給されません。  
 来年1月1日からこども医療費の通院について、対象を中学3年生までに拡大することに伴い、新しい受給資格証を12月中旬に発送します。来年1月1日からは、新しい受給資格証を使用してください。

現在の受給資格証は、こども政策課(本庁舎3階)・出張所・連絡所に返却してください(郵送可)。

## 野外焼却(野焼き)行為は禁止されています

野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、一部を除き禁止されています。また、ダイオキシン類発生の問題などによ

り近隣住民の迷惑にもなります。状況によっては、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科されます。

家庭から出されるごみは、可燃ごみや紙類、その他プラスチック製容器包装などに分別し、それぞれの収

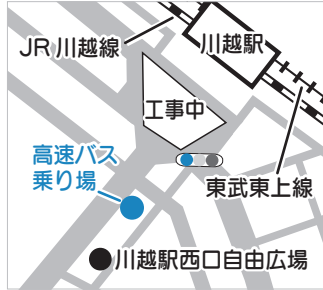
集日に出してください。ごみが多量の場合は直接資源化センター・東清掃センターにお持ちください。

事業所から出されるごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分け、それぞれ適正に処分してください。なお、野焼きに関してお困りの方

# 水上、伊香保・四万温泉へ 高速バス運行開始

交通政策課 ☎224-5519

12月6日(金)、川越駅西口(自由広場前)から水上温泉、伊香保・四万温泉直行の高速バスが運行を開始します。群馬の名湯まで乗り換えなしで行くことができますようになります。乗車券は事前に購入が必要です。詳しくは関越交通(株)のホームページまたは下記高速バス案内センターにお尋ねください。



### ■運行期間

12月6日(金)～来年5月6日(休)

### ■運行時刻

**みなかみ温泉号**…往路=午前11時10分・川越駅西口発→午後1時15分・上毛高原駅着→1時35分・水上駅着▶復路=午後1時・水上駅発→1時20分・上毛高原駅発→3時30分・川越駅西口着

**伊香保・四万温泉号**…往路=午前10時30分・川越駅西口発→午後0時21分・伊香保温泉着→1時30分・四万温泉着▶復路=午後0時30分・四万温泉発→1時40分・伊香保温泉発→3時40分・川越駅西口着

### ■運賃

水上温泉=片道2,500円▶往復4,000円

伊香保温泉=片道2,000円▶往復3,500円

四万温泉=片道2,500円▶往復4,000円

### ■高速バス案内センター

みなかみ温泉号 = ☎0120-53-0215

伊香保・四万温泉号 = ☎0120-12-8805



### ★川越駅西口乗り入れを記念して川越駅西口発着往復乗車券をプレゼント★

抽選で5組10名に乗車券をプレゼント。当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

**申し込み**…ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・希望路線名を明記し、12月16日(月)(消印有効)までに〒377-0002群馬県渋川市中村字中島608-1・関越交通(株)「高速バスチケットプレゼント」係

## 焼却炉の規制

環境対策課 ☎224-5894

焼却炉の使用等に関しては、法律や条例により規制されています。定められた基準を満たしていない焼却炉は、燃焼温度が十分に上がらないなど不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させる可能性があります。そのため、基準に適合しない焼却炉は使用が禁止されています。

また、事業所で焼却炉を設置する場合は、規模に関わらず市への届け出が義務付けられています。設置の予定がある場合は、必ず環境対策課(本庁舎5階)までご連絡ください。

は、次の各課までお問い合わせください。焼却を行っている場所により、問い合わせ先が異なります。

家庭の場合⇨資源循環推進課

農地の場合⇨農政課

Tel 224-5939

右記以外の場合⇨産業廃棄物指導課

Tel 239-7007



## アイドリング・ストップを お願いします

環境対策課 224-5894

埼玉県生活環境保全条例では、大気汚染等を防止するため、アイドリング・ストップ（自動車などの駐車時にエンジンを止めること）について、次のように定められています。

### ■運転者の皆さんへ

同条例では、一部の例外を除き、アイドリング・ストップを義務付けています。運転者の皆さんはアイドリング・ストップをお願いします。

**例外：**信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合▼交通の混雑その他交通の状況により停止する場合▼人を乗せ、または降ろすために停車する場合▼貨物自動車の冷蔵装置などの動力としてエンジンを使用する場合▼緊急自動車（緊急業務のために駐車している場合）▼急病人に対する処置など、その他やむを得ないと認められる場合

### ■事業主の皆さんへ

事業主の皆さんには、使用する自動車などの運転者が、アイドリング・ストップを実施するよう、研修を実施するなどの適切な措置を講じる義務があります。

## ■駐車場の設置者および管理者の皆さんへ

20台以上の収容台数、または

500㎡以上の面積を有する駐車場の設置者および管理者には、看板などで、アイドリング・ストップを周知する義務があります。駐車場の設置者および管理者の皆さんは、周知をお願いします。



## ■給水サービス課のお知らせ

223-3071

### 水道管にも冬支度

これからますます寒さが厳しくなり、気温が氷点下になると、水道管が凍ったり、破裂したりすることがあります。

水道管が次のようなところにある場合は凍結しやすいので、しっかりと防寒をしましょう。

- 北向きで日陰にある
- 風当たりの強い戸外にある
- 地上に露出している

\*普段、使用していない空家等を所  
有している方は、止水栓を閉めてください。

### 防寒方法

露出しているところは、タオル、毛布などを巻き付け、さらにビニール

などで水にぬれないようにしましょう。

### 凍結してしまったら

タオルなどで覆って、ぬるま湯でゆつくり溶かしてください。熱湯をかけると水道管が破裂する場合があります。

### 破裂してしまったら

メーターボックス内の止水栓を閉め、破裂した部分に布かテープを巻いて応急処置をしてください。修理は、市指定給水装置工事業者へ依頼してください。

### 水道の漏水に注意

漏水は、初めのうちはわずかでも、日を重ねるごとに量が多くなり、大切な水を無駄にしまうだけでなく、水道料金は使用者の負担にもなります。早めの発見と修理が必要です。

### 漏水のチェック方法

- ①宅内の蛇口を全部閉める（トイレ、給湯器など使用していないことを確認）
- ②メーターボックス内の水道メーターを確認

パイロット

（下写真）が動いていれば、水道メーターから蛇口までのどこか



水道メーターの一例

で漏水している疑いがあります。漏水が明らか場合は、市指定給水装置工事業者へ修理の依頼をしてください。

貯水槽を設置しているマンションなどでは漏水を発見しにくいいため、所有（管理）者が定期的な点検を行うようお願いします。

\*市指定給水装置工事業者は、ホームページで確認できます。

## ■償却資産の申告をお願いします

資産税課 224-5684

市内で製造業・サービス業・農業などの事業をしている方は、平成26年度償却資産（機械・器具・備品などの事業用資産）の申告をお願いします。申告書は12月5日（木）に発送します。申告書ではなくハガキが届いた方で、平成25年中に資産が増加・減少した場合は、申告が必要です。申告はエルタックス（地方税ポータルシステム）からの電子申告も利用できます。

**申告期限・場所：**来年1月31日（金）までに資産税課（本庁舎2階）

\*申告書は、資産税課・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

## 荒川緑肥を無償で配布

河川課 224・6041

荒川上流河川事務所では、管理している荒川などの堤防の刈草から作った堆肥を1人最大150kg配布します。なお、販売などを目的としている方には配布できません。

応募方法など詳しくは、荒川上流河川事務所ホームページまたは同事務所(新宿町)・出張所、市役所河川

課(小仙波庁舎2階)にある応募要領をご確認いただくか、荒川緑肥事務局 246・1031にお尋ねください。

応募期間：12月13日(金)(消印有効)まで

配布場所：大里堆肥ヤード(熊谷市)・東松山堆肥ヤード(東松山市)・朝霞堆肥ヤード(朝霞市)  
配布方法：応募者が各自、袋を持参し、袋詰め

配布期間：来年1月27日(月)～2月8日(土)

## 平成25・26年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 224・5632

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)の業種について、「埼玉県電子入札共同システム」加入自治体による、共同受け付けを実施しま

す。手続きの詳細など詳しくは、ホームページで確認してください。  
受付期間：新規申請 12月20日(金)～来年1月14日(火) ▼業種などの追加申請 12月20日(金)～来年1月21日(火)(各消印有効)

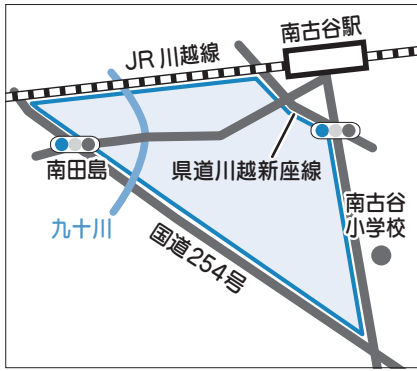
受付方法：申請書類と添付書類を〒330・9301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送(持参不可)  
\*市では受け付けしません。

# 新たにゾーン30の区域を指定

防犯・交通安全課 224・5721

南古谷地区・かすみ野地区の一部で「ゾーン30」が始まります。南古谷地区は11月上旬から、かすみ野地区は11月下旬から交通規制の標識の設置・路面表示等の工事を順次行います。標識の設置後に規制が開始されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

### 南古谷地区



### かすみ野地区



「ゾーン30」対象区域

### 対策の内容は?

区域の出入り口に下写真のような路面表示や標識を設置します。また、区域内の道路には、路側帯や路肩の新設・拡幅のための外側線(白線)やグリーンベルトを施し、歩行者などの通行のための幅員を確保します。

### 「ゾーン30」とは?

生活道路の交通安全対策の一つです。ゾーン内は原則として自動車の制限速度を30km/hに規制し、通過交通を可能な限り抑制し、歩行者等の通行を最優先に考えます。市では、宮元町・山田地区の一部で実施中です。



# 交通事故防止特別対策実施中

## 12月19日まで、交通事故防止特別対策期間

防犯・交通安全課  
Tel 224-5721

### 路上寝込みに注意!

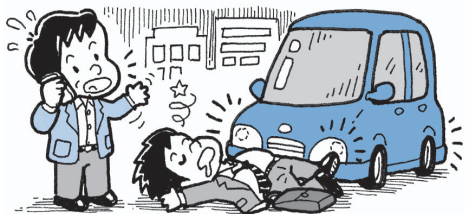
これからの時期、飲酒の機会が多くなります。酒に酔ってふらついている人・路上に寝込んでしまっている人など見かけたことはありませんか？暗い夜道、これらの行為は交通事故の要因になります。

県内では、路上で寝込んでいたことなどが原因の交通死亡事故が、平成20年～同23年まで4年連続全国ワースト1位(同24年はワースト2位)でした。  
**路上で寝込んでいる人などを発見したら**

次の3つを行って、交通死亡事故防止にご協力をお願いします。

- ①ハザードランプを点灯させ手前で停止
- ②速やかに110番通報
- ③警察官が到着するまでその場で待機

\*路上寝込みは飲酒によるものがほとんどです。飲みすぎには注意しましょう。



市内で7月、8月に交通死亡事故が5件連続発生したことにより、川越市は県知事から「交通死亡事故特別対策地域」として指定されました。

市では交通事故防止特別対策期間の9月20日～12月19日の3か月間、関係機関・団体と協力し、交通安全対策を実施しています。年末にかけて交通事故が多くなる時期です。ひとたび事故が起きてしまうと、被害者・加害者だけでなく、家族に心配をかけたりと当事者以外にも影響を及ぼします。事故にあわない・起こさないために、一人ひとりが注意しましょう。



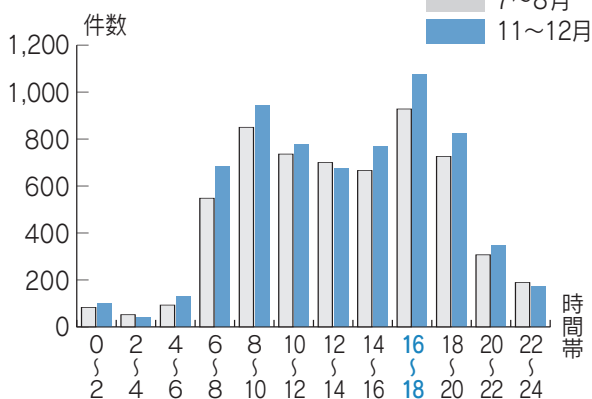
### 交通事故を起こさないために

#### タイム16:00ライトオン作戦

日没の早まる秋、午後4時～6時に交通事故の発生件数が急増します。県内では、11～12月の同時帯の事故件数が非常に多くなっていることがわかります(左表)。

朝8時～10時と午後4時～6時は、通勤・通学などで移動する人が多い時間帯。とくに今の時期の午後4時～6時は、日没と重なり、車両

県内の時間帯別事故件数



から自転車や歩行者がとても見えにくくなることから、事故の発生件数が多くなっています。車両を使用する際は、午後4時になったらライト点灯をお願いします。特に自転車はライトを点灯することで、自分の存在を周囲に知らせることができず。  
**自分の存在を知らせるために歩行者は**

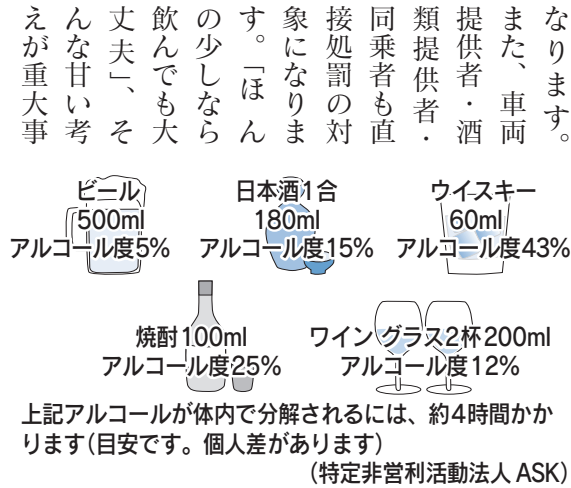
日没時や夜間は、自分から車両が見えていても、車両からは見えていないということもあります。暗くなつてからの歩行には、反射材が有効です。車のライトを反射し、100m先からでも発見されやすくなります。また、明るめの服装も効果的です。

反射材は、歩行者だけでなく、自転車にも有効です。防犯・交通安全課(本庁舎3階)では、身体や自転車に付ける反射材を配布しています。ご利用ください。  
**配布期間**：12月2日(月)～27日(金)(な

くなり次第終了)

## 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒して交通事故を起こした場合、その他の事故と比較して死亡事故や重傷事故につながる危険性が非常に高くなります。



故を起こします。

アルコールはすぐに体内から抜けません。本人が大丈夫と思っても、実際は飲酒運転をしていることになり、また、お酒を飲んだ翌日でも、飲んだ量や時間帯によっては、身体の中にアルコールが残っている場合があります。その状態で車両を運転すると、酒気帯び運転です。通勤に車両を利用していらっしゃる方は注意してください。

### 飲酒運転による影響

- 気が大きくなり、危険な運転を危険と感じなくなる
- 判断力や注意力が低下する
- 眠気が強くなり、居眠り運転を誘発する

## 12月1日～14日は 冬の交通事故防止運動

市では、川越警察署、関係機関、団体と協力し、交通安全に向けてキャンペーンを行います。

### 出発式・「高齢者の事故防止と自転車マナーの向上街頭キャンペーン

交通事故防止運動に先がけて、出発式・街頭キャンペーンを行います。

日時：11月29日(金)、午前10時～(雨天決行) 会場：ウニクス南古谷店

### 「交通事故ゼロを目指す日」街頭キャンペーン

日時：12月10日(火)、午前10時～(雨天中止) 会場：市役所周辺

### 「飲酒運転根絶の日・路上寝込み等による交通事故防止の日」街頭キャンペーン

日時：12月13日(金)、午前10時～(雨天中止) 会場：クレアパーク



## 水質事故防止にご協力を

環境対策課 ☎224-5894

機械などを取り扱う際の不注意や施設の老朽化などで油類が流出すると、河川や池沼を汚染する事故につながります。特に、年末年始は大掃除や施設の再始動により、汚水・廃油の流出事故が発生しやすくなります。事業者の皆さんは、次のことに注意してください。

- 施設の運転停止・始動時のバルブ・スイッチ類の点検確認
  - 溶剤・油類・酸・アルカリ溶液など、廃棄物の適正な処理・処分
- \* 事故が発生したら、速やかに応急措置を取り、直ちに環境対策課まで連絡してください。

## 下水道排水に 気を付けましょう

下水道維持課 ☎223-0331

ごみや料理の油を下水に流すと、下水管の詰まりや悪臭、処理場の微生物を弱らせることにつながります。また、灯油やガソリンを流すと、異臭騒ぎや爆発を起こす危険性があります。みんなで下水道を快適に使うため、次のことを心がけましょう。

- 流し台や洗面台の排水口には、目ざらなどを付け、調理くずやごみを流さないようにする
- 使用済みのてんぷら油などは、新聞紙などで吸い取るか、油を固める商品を使って可燃ごみとして処理する
- 食器に残った油汚れは、拭き取ってから洗う
- しょう油などの調味料類は、なるべく流さない
- 洗濯の際、必要以上に洗剤を使わない
- 灯油やガソリンなどの油を流さない



# 12月1日(日)から 川越市自転車シェアリング開始

川越市自転車シェアリング運営事務局 050・3786・5959

交通政策課 224・5519

自転車を利用して交通システムの実験として昨年度実施した「まちなかレンタサイクル」。市街地の回遊性や利便性の向上、自動車から自転車への乗り換えなどの効果の向上につながるといふ結果が出ました。また、中心市街地の活性化、観光振興にも効果が期待されます。そこで市では、「川越市自転車シェアリング」として今年度から本格的に実施します。



## 自転車シェアリングとは？

自転車駐輪場(サイクルポート)を複数設置して、どのポートでも24時間いつでも貸し出し・返却ができるシステムのことで。今後、サイクルポート・自転車台数を増設していく予定です。

## 借りるとき

まずは登録が必要です。24時間利用可能な各ポートの端末機で、タッチパネルに従って登録してください。

## 登録に必要な物

クレジットカード(料金精算用)  
ICカード(利用者登録用)  
Suica・PASMOなど  
\*クレジットカードがない場合の利用方法など、詳しくは川越市自転車シェアリング運営事務局(午前10時〜午後5時)にお尋ねください。

## ラックから自転車を出すとき

次のいずれかの方法です。

- ① 端末機で登録したICカードをラックにかざす
- \* 専用ICカード(有料・500円)もあります。
- ② 端末機にパスワードを入力

## 返すとき

ポートのラックに自転車を

入れるだけ。精算手続きは不要です。ラックがいっぱいでも、ポートの端末機で返却手続きができます。

## 利用料金など

クレジットカードから引き落とされます。  
1回の利用が40分以内であれば、利用期間中は利用料金だけで何度でも貸し出し・返却が可能です。

## 利用期間と料金

- 1日 200円
- 1か月 1300円
- 3か月 3500円
- 6か月 6000円
- \* 各ポート間の利用時間は40分以内です。40分を超えた場合は、30分ごとに200円の超過料金がかかります。

## 利用上の注意点

- ・ 交通事故などの責任は負いかねます。交通ルールを守り、安全に利用してください。
- ・ 自転車が全て貸し出し中の場合など、利用できないことがあります。
- ・ 鍵の紛失やポートの故障などトラブル発生時は、24時間いつでも運営事務局に連絡してください。

# 12月1日は市民の日

市民の日は、市民が市の歴史を知り、自治の意識を高め、進歩そして調和を目指す日として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記のとおり各施設が無料で利用できます。

| 施設名         | 問い合わせ     | 時間(受付時間は各施設にお尋ねください)        | 無料となるもの     |
|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|
| 市立博物館       | ☎222-5399 | 午前9時～午後5時                   | 入館料         |
| 蔵造り資料館      | ☎225-4287 | 午前9時～午後5時                   | 入館料         |
| 川越城本丸御殿     | ☎224-6015 | 午前9時～午後5時                   | 入館料         |
| 市立美術館       | ☎228-8080 | 午前9時～午後5時                   | 観覧料         |
| 川越まつり会館     | ☎225-2727 | 午前9時30分～午後5時30分             | 入館料         |
| 児童センターこどもの城 | ☎225-7289 | 午前11時～・午後3時～(各約40分)         | プラネタリウム観覧料  |
| 東後楽会館       | ☎224-3366 | 午前9時30分～午後4時                | 使用料         |
| 西後楽会館       | ☎232-6177 | 午前9時30分～午後4時                | 使用料         |
| サンライフ川越     | ☎225-5445 | 午前9時～午後5時                   | トレーニング室使用料  |
| オアシス        | ☎228-0200 | 午後3時30分～5時30分・午後6時30分～8時30分 | 一般プール使用料    |
| 農業ふれあいセンター  | ☎226-6551 | 午前9時～午後5時                   | 多目的ホール個人使用料 |
| 武道館         | ☎224-7220 | 午前9時～午後9時                   | 個人使用料       |

## 市民の日無料ガイド

市民の日を記念して12月1日(日)、午前9時30分～午後2時30分、シルバーガイドが川越城本丸御殿と蔵造りの町並みを案内します。集合は直接、川越城本丸御殿玄関前または時の鐘。

シルバー人材センター ☎222-2075



### ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- **ごみの祝日収集のお知らせ** 収集管理課 ☎239-5058  
12月23日(祝)=可燃ごみ(月・木コース)、その他プラスチック製容器包装(月コース)。
- **火災などで損害を受けた家屋の固定資産税などが減免される場合があります** 資産税課 ☎224-5642  
消防局予防課が発行した「り災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎2階)にご相談ください。り災証明書の発行が可能か事前に消防局予防課 ☎222-0744に確認が必要です。
- **国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です**  
今年中に支払った保険税(料)は、来年の申告で控除対象になります。口座振替で納付している方には、12月中旬に各保険税(料)の「口座振替納付済額のお知らせ」を送付します。詳しくは、国民健康保険税=収税課 ☎224-5686、後期高齢者医療保険料=医療助成課 ☎224-5842、介護保険料=介護保険課 ☎224-5817にお尋ねください。
- **コミュニティ助成事業** 市民活動支援課 ☎224-5705  
同事業は、(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献献報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施するものです。宝くじの助成金を受け、今年度は西部自治会でやぐら、提灯など、南台3丁目自治会でテント、はっぴなどを整備しました。
- **障害者施設製品カタログ** 障害者福祉課 ☎224-5785  
市内の障害者施設で製造している製品のカタログを、同課で配布しています。市ホームページからも確認することができます。
- **「環境基本計画年次報告書」の公表** 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800  
平成24年度の進捗状況をまとめた同報告書を12月2日(月)から環境政策課(本庁舎5階)・出張所・連絡所・公民館で配布します。また、同報告書に対する意見・提案を12月25日(水)まで同課で受け付けます(ファクス可)。
- **「エコ・重ね着マンス」実施** 環境政策課 ☎224-5866  
12月から来年3月まで、市の施設の室内温度を19℃程度に調整し、職員は重ね着などで勤務する「エコ・重ね着マンス」を実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、家庭や事務所などでも省エネルギーにご協力ください。
- **家庭で冬の省エネに挑戦** 環境政策課 ☎224-5866  
こたつや電気カーペットなど、冬場も家庭のさまざまなところで電力が消費されています。市では、家庭での省エネに役立つ機器(簡易電力計=50台、省エネナビ=5台)を、無料で貸し出しています。詳しくは同課にお尋ねください。